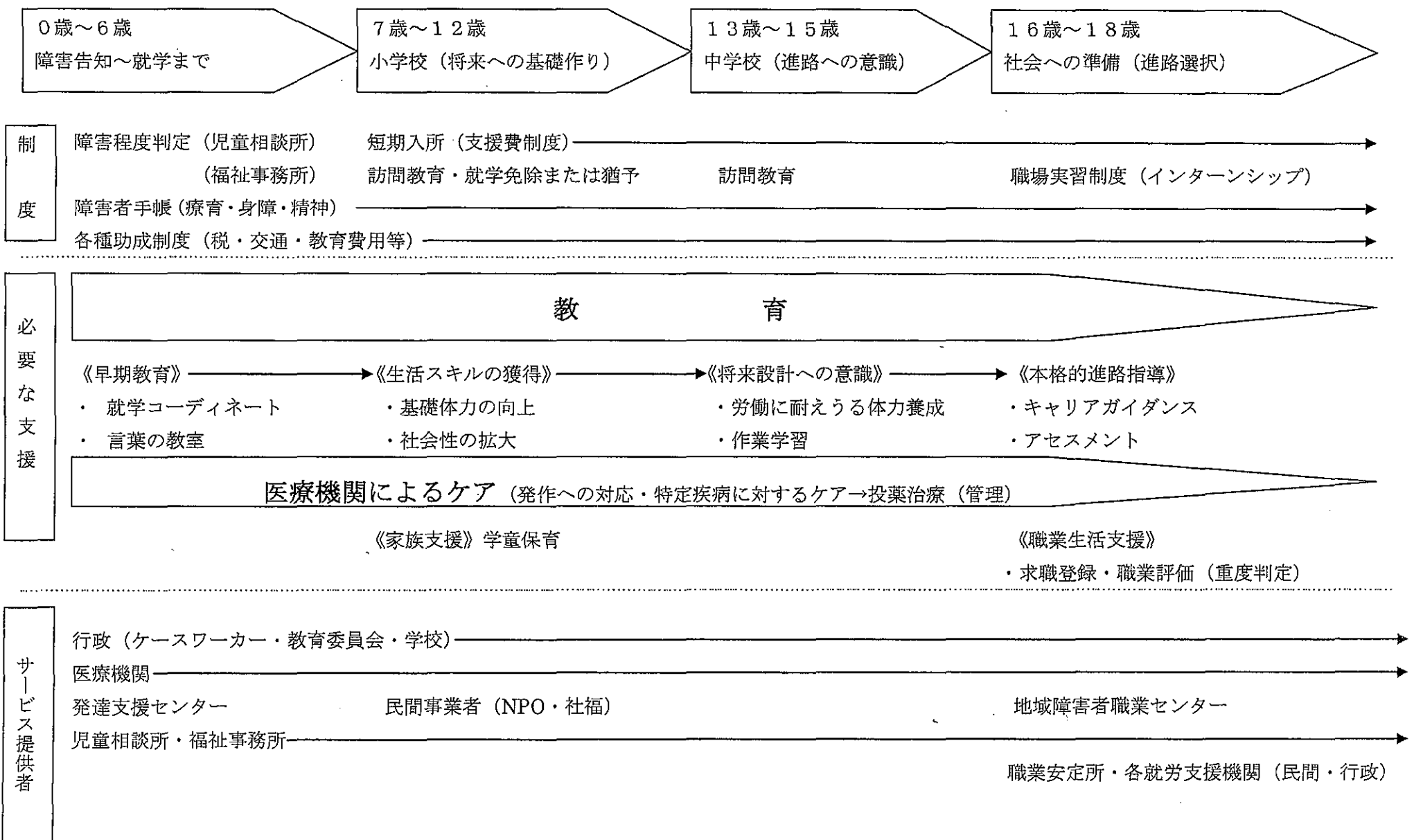
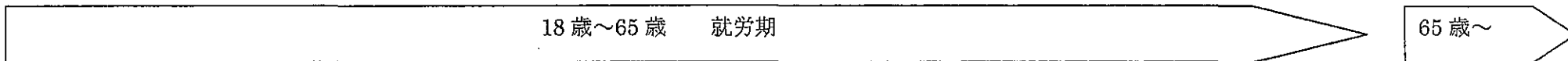


1. 乳幼児期から青年期前半まで（障害児時代）



2. 青年期後期から老齢期（障害者時代）



制度

《生活に関わる制度》

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・成年後見人制度
- ・各種福祉手当
- ・各種医療費助成
- ・各種税の減免
- ・各種公共料金の割引
- ・公営住宅の優遇制度、使用料の特別減額
- ・交通料金の割引

《就労に関わる制度》（本人が利用する制度）

- ・職場適応援助者事業（雇用主も含む）
- ・トライアル雇用事業（雇用主も含む）
- ・委託訓練事業
- ・在宅就業支援制度

必要な支援

《生活に関わる支援》

- ・制度の手続き支援
- ・将来設計の支援 → 自立生活の支援 → 結婚相談支援 → 子育て・家族生活の支援 → 老後の生活支援
↳（金銭管理、健康管理、時間の管理、日常生活スキルの獲得）
- ・余暇、学びの支援

《就労に関わる支援》

- ・制度の手続き
- ・就職支援 → 定着支援 → キャリアアップの支援 → 転職支援 → 退職支援
- ・福祉的就労支援

サービス提供者

《現在の窓口の状況》 ・職業安定所 ・障害者職業センター ・地域就労支援団体社事務所、保健所 ・医療機関 ・通勤寮、生活寮、グループホーム ・社会福祉協議会 ・弁護士、司法書士 ・福祉施設 ・社会保険労務士（年金申請サポート）

《地域相談窓口の一本化》

